

《やむを得ない理由により代理人がマイナンバーカードを受け取る場合》

原則、本人が来庁しマイナンバーカードの受け取りとなりますが、本人が病気、身体の障がい、未就学児である等のやむを得ない理由により来庁が難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。仕事（長期出張除く）や通学を理由として代理人が受け取ることはできませんのでご注意ください。

代理人によるマイナンバーカードの受け取りについては、マイナンバー通知カードや同封のはがきの他に下記①～③の書類が必要となりますので、ご確認ください。

① 申請者本人の本人確認書類として必要なもの

下記本人確認書類のうち、次のいずれか

- ・「A」のもの2点
- ・「A」のもの1点と「B」のもの1点の計2点
- ・「B」のもの3点（うち写真付1点以上）Bの個人番号カード顔写真証明書は写真付きに含まれます

② 代理人の本人確認書類として必要なもの

下記本人確認書類のうち、次のいずれか

- ・「A」のもの2点
- ・「A」のもの1点と「B」のもの1点の計2点

A	運転免許証、パスポート、住基カード（写真付） 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）、在留カード、療育手帳 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 その他、官公署が発行した写真付き証明書
B	健康保険証、医療費受給者証 介護保険証、年金手帳、年金証書 社員証、学生証、母子手帳 個人番号カード顔写真証明書（※未就学児の申請にのみ書類を同封しています）

③ 申請者本人の来庁が困難であることを証する書類

障害者手帳（1～3級）、介護保険証（要介護の確認できるもの）、医師の診断書、施設等に入所や病院に入院している事実を証する書類など。未就学児の場合は不要です。